

天理市公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

天理市長 並 河 健

天理市規則第6号

天理市公報発行規則の一部を改正する規則

天理市公報発行規則（平成12年9月天理市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第3条中「毎年4月、7月、10月及び翌年1月に」を「毎月1回」に改め、同条に次の1項を加える。

2 公報は、市のホームページにより発行するものとする。

第5条の見出し中「登載事項の」の次に「取捨及び」を加え、同条中「登載事項の編集」を「登載事項の取捨及び編集」に改める。

第6条を次のように改める。

（公報の閲覧）

第6条 公報は、第3条第2項の規定による発行をもって一般の閲覧に供する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。